

(様式2)

第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）の概要

1 趣旨

本計画は、本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第2次京丹後市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられます。

また、地域福祉の基本計画である「第4次京丹後市地域福祉計画」で示された理念と方向性を共有しつつ、高齢者福祉・認知症施策・介護保険の分野における基本的な考え方と施策の方向性を示すもので、本計画は、次表に掲げる計画を一体的に策定し、本市の課題や特徴、国の方針を踏まえながら、高齢者が百歳になっても様々な分野で才能を発揮し、生涯現役で元気に活躍できる「百才活力社会」の実現を目指します。

| 名称（根拠法令） |
|---|
| 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8） 本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにしたもの ※ 老人福祉法により介護保険事業計画と一体的に作成することが義務付けられています |
| 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条） 要支援・要介護認定者数の推計や各種サービスの利用意向などから算定された介護保険サービスの見込量、サービス提供体制の確保方策など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めたもの |
| 市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条） 認知症の人やその家族に対する切れ目のない支援など、本市における認知症施策を総合的に推進するための方策を明らかにしたもの ※ 認知症基本法により上記2つの計画の内容と調和が保たれたものでなければなりませんとされています |

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3 計画の基本理念

高齢者がいくつになっても元気に活躍できる「百才活力社会」の実現

4 計画の基本目標

- （目標1）人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいがづくりの推進
- （目標2）住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築
- （目標3）高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実
- （目標4）持続可能な介護保険事業の運営

(様式2)

5 基本目標達成に向けて展開していく施策

(1) 人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいつくりの推進

- ・ 健康寿命のための疾病予防・体力向上の推進
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・ シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築

- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 地域ケア会議の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 地域での支え合い体制の強化

(3) 高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実

- ・ 認知症施策の推進
- ・ 高齢者虐待防止対策と権利擁護支援の推進
- ・ 安心安全な暮らしの環境づくり

(4) 持続可能な介護保険事業の運営

- ・ 介護保険制度の適正・円滑な運営
- ・ 介護人材の確保と定着に向けた取組
- ・ 介護サービス事業者等への指導・支援
- ・ 業務継続に向けた取組の強化

6 施行期日について

令和6年4月1日から施行します。